

令和 7 年 7 月 1 日から

定期報告制度の調査・検査内容が改正されます

国土交通省告示の改正について

定期調査・検査項目の重複の解消や合理化が行われました。
詳しくは、[国土交通省のホームページ](#)をご確認ください。

奈良県の見直しについて

▶ 国土交通省の告示の改正に伴い、奈良県の建築基準法施行細則を改正し施行します。（令和 7 年 7 月 1 日施行）
（建築基準法施行細則の一部を改正する規則は[こちら](#)からご確認ください。

概要



ただし、建築基準法第 12 条第 3 項の規定により検査する特定建築物設備等（昇降機を除く。）を設ける建築物については、付加されません。

※これまで、特定建築物定期報告のみ対象であった物件についても、引き続きこの項目について調査を行うこととしています。

● 特定建築物定期報告について

(1)	常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況
(2)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況
(3)		固定の状況
(4)	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	作動の状況
(5)	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況
(6)	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況
(7)		換気の妨げとなる物品の放置の状況
(8)	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況
(9)	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況
(10)	排煙設備	排煙設備の作動の状況
(11)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況
(12)		照明の妨げとなる物品の放置の状況

特定建築物定期報告のみが対象である建築物
→ 特定建築物定期報告の調査項目として、
左表の(1)から(12)が対象

建基法第 12 条第 3 項に基づく点検を行う建築物
→ 建築設備については、左表(5)から(12)
防火設備については、左表(1)から(4)
を調査の対象外とすることとなります。

※第 8 号様式（建築基準法施行細則第 17 条関係）より抜粋

●防火設備定期検査について（常時閉鎖した状態にある防火扉に係る検査項目）

下表の(1)から(4)の項目を特定建築物定期報告において調査を行う場合

下表の(1)から(4)の項目は、防火設備定期検査告示別表第一(1)から(5)までの項目に相当する項目のため

建築基準法第 12 条第 3 項の規定により検査する防火設備の定期検査において省略することができます。

([国土交通省技術的基準](#)より)

(1)	常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況
(2)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況
(3)		固定の状況
(4)	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	作動の状況

※第 8 号様式（建築基準法施行細則第 17 条関係）より抜粋